二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大王谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号から二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県小林市大字細野字大王
四九八三番一〇一九　一号
四九八三番九四二　二号
四九八三番二七六　三号
四九八三番一三六四　四号
四九八三番一〇二一　五号
四九八三番一〇二二　六号
四九八三番一〇二四　七号及び八号
四九八三番九四五　九号及び十号
四九八三番一〇二六地先道路敷　十一号
四九八三番一四〇〇地先道路敷　十二号から十四号まで
四九八三番一〇二八　十五号
四九八三番一二二八　十六号
四九八三番一二二六　十七号
四九八三番一二二五　十八号
四九八三番一二二四地先道路敷　十九号及び二十号
四九八三番五四〇地先道路敷　二十一号
四九八三番一〇五七　二十二号
四九八三番一〇五五地先道路敷　二十三号
四九八三番一〇五四地先道路敷　二十四号
四九八三番一〇〇〇地先道路敷　二十五号
四九八三番五五九　二十六号
四九八三番九六四　二十七号
四九八三番九六六　二十八号
四九八三番一〇五二　二十九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一合原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を平成十八年国土交通省告示第九百四十九号で指定した第七号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県えびの市大字大明司字六本原
一八六八番一〇九　一号
一八六八番一二〇　二号及び三号
一八六八番一二一　四号から八号まで
字山神原
一七九六番二四二　九号から十二号まで
一七九六番二四一　地先道路敷　十三号
一七九六番二四一　十四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
榎木谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第千四百七十一号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）
宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代字榎木谷
二五二八番一　一号、二号及び八号
二五二〇九番一　三号から六号まで
二五一〇番四　七号

○環境省告示第三十一号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年九月環境庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十二年四月五日
環境大臣　小沢　鋭仁
第四条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

○防衛省告示第六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年四月五日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年四月十二日（予備、同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦
自衛艦四隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年四月五日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年四月十二日（予備、同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦
自衛艦四隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年四月五日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年四月十四日（予備、同月十五日及び同月十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦
自衛艦六隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年四月五日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年四月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦
自衛艦五隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。